

取 扱 基 準

名 称	ごみ集積場設置等に係る補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	ごみ集積場の設置・修繕・看板の設置に対して補助金を交付するもの
目 標	数値化□ 非数値化■
	ごみ集積場の設置・修繕・看板の設置に必要な経費の一部を補助することで、地域の環境美化、家庭系廃棄物の収集業務の効率化を図る <目標が数値でない場合の評価方法> 市民還元事業のため、ごみ集積場の整備を行い、地域の環境美化が図られたかにより評価
補助事業者	自治会、自治会未組織、未加入団体等の任意団体等 ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	ごみ集積場の設置、修繕及び看板の設置に要する経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	1集積場あたり要した経費の3/4、上限額15万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> ごみ有料指定袋制度の導入に合わせて、市民還元事業としてごみ集積場の設置に要する費用を補助します。
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市からの補助を受けてごみ集積場の設置等をした旨を記載する 〔媒体〕 自治会、町内会総会報告・回覧板など
担当部署	環境部 廃棄物対策課 分別・美化グループ 電 話 025-226-1407 (内線31408) e-mail haitai@niigata.lg.jp